

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化
に関する法律
に基づく登録調査機関の申請の手引き

令和8年4月

環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課

1. 再資源化事業等高度化法における登録調査機関	1
2. 登録調査機関の登録	2
2.1 登録の基準等	2
2.1.1 欠格条項	2
2.1.2 登録の基準	3
2.2 再資源化事業等高度化法の規定により必要とされる書類	5
2.2.1 業務規程	5
2.2.2 財務諸表等の備置及び閲覧等	7
2.2.3 帳簿の備え	8
2.3 登録の申請	9
2.4 登録免許税について	11
2.5 登録更新・変更届等	11
2.5.1 登録の更新	11
2.5.2 承継	12
2.5.3 事業所の変更	12
2.5.4 業務の休廃止	13
3. 調査業務	14
3.1 調査業務の受注	14
3.2 調査業務	14
3.3 調査結果の報告	17
4. 登録調査機関の組織と運営	17
4.1 実施義務	17
4.2 秘密保持	17
5. 登録調査機関に対する処分	18
5.1 報告徴収	18
5.2 立入検査	18
5.3 適合命令	18
5.4 改善命令	18
5.5 登録の取消し等	18
6. 罰則	20
7. 各種様式例	22
7.1 登録の際に必要な様式例	22
7.2 登録の休廃止、変更等に必要な様式例	26
8. 本制度に関する問い合わせ先	30

1. 再資源化事業等高度化法における登録調査機関

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）は、資源循環を進めていくために、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すものである。法では、その目的を達成するために、高度再資源化事業、高度分離・回収事業、再資源化工程の高度化の3つの認定制度が設けられている。

各々の認定制度において、環境大臣は、認定を申請する事業者が提出する計画の記載事項のうち、指標に係る部分が各々の認定基準に適合しているかどうかの調査を、登録調査機関に行わせることができるとしている。【法第22条】

本手引きは、登録調査機関の申請を行おうとする者が必要な手続きを記述したものである。なお、本手引きにおいて、枠中の事項は、法あるいは資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（以下「政令」という。）、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の該当箇所原文となるが、必要に応じて原典を確認されたい。

また、登録調査機関として登録されることが、必ずしも国から調査業務が委託されることとはならないことには留意されたい。

2. 登録調査機関の登録

国は、登録の申請を受け、書類調査を行い、その結果、法で規定された基準を満たし、かつ、欠格条項に該当しない者であることを確認できた場合は、申請のあった機関を登録する。【法第 24 条第 1 項】

また、登録調査機関の登録をしたときは、その旨公示する。【法第 37 条】

2.1 登録の基準等

2.1.1 欠格条項

欠格条項については、法第 23 条で規定されているとおり、以下に該当する者は登録を受けることができない。

- 1) 法又は法に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられた者で、その執行が終了（あるいは執行停止）日から 1 年が経過していない
- 2) 法の各規定により登録が取り消された者で、その取消し日から 1 年が経過していない
- 3) 法人であり、その業務を行う役員が上記 1)・2) のどちらかに該当する

【法 第 23 条】

(欠格条項)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- 二 第三十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2.1.2 登録の基準

登録の基準については、法第 24 条及び施行規則第 60 条において以下のとおり規定されている。

- 1) 調査に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他環境大臣が定める事項に適合していること。
- 2) 登録申請者が、廃棄物処分業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

株式会社	✓ 廃棄物処分業者が親法人である
法人（株式会社を含む）	✓ 役員に占める廃棄物処分業者の役職員（過去 2 年間に廃棄物処分業者の役職員であった者を含む）の割合が 1 / 2 を超えている
	✓ 代表権を有する役員が廃棄物処分業者の役職員（過去 2 年間に廃棄物処分業者の役職員であった者を含む）である
個人	✓ 廃棄物処分業者の役職員（過去 2 年間に廃棄物処分業者の役職員であった者を含む）である

なお、廃棄物処分業者とは、一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者並びに事業者で、自らその産業廃棄物の処分を行う者である。なお、埋立処分又は海洋投入処分を業として行う者は除かれている。【法第 4 条第 1 項】

上記 1) の基準のうち、「調査業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること」については、単に職員を配置すれば良いのではなく、以下の観点も満たすことが求められる。

- ① 調査業務を適確かつ円滑に実施するに足る技術的能力を有すること。
「技術的能力を有すること」を認められるためには、例えば以下のことが求められる。
 - ・ ISO14065 の認定を取得していること。
 - ・ リサイクル事業の GHG 排出量や資源循環効果の算定、妥当性検証に関する業務を複数回、受託したことがあること。
 - ・ 指標の算定に使用されるデータベースのライセンスの調達を確認できること。
- ② 調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
法では、役員に占める廃棄物処分業者の役職員（過去 2 年以内に役職員であった者を含む）の割合が 1/2 以下であることが求められるが、それ以外であっても例えば調査の対象となる計画の申請者が利害関係者である場合などは、調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
法人として、調査業務以外であっても、例えば調査の対象となる計画の申請者が利害関係者である場合などは、調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。
これらのことを踏まえ、調査の公正な実施に支障を及ぼさないような体制とするこ

とが求められる

なお、現時点で「その他環境大臣が定める事項」は定められていない。

【法 第 24 条】

（登録の基準）

第二十四条 環境大臣は、第二十二条第二項の規定により登録を申請した者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

- 一 調査業務を適確に行うために必要なものとして環境省令で定める基準に適合していること。
 - 二 登録申請者が、廃棄物処分業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、廃棄物処分業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める廃棄物処分業者の役員又は職員（過去二年間に廃棄物処分業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、廃棄物処分業者の役員又は職員（過去二年間に廃棄物処分業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
- 2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 三 登録調査機関が行う調査業務の内容
 - 四 登録調査機関が調査業務を行う事業所の所在地

法第 24 条で規定されている「環境省令で定める基準」は施行規則第 60 条で規定されている。

【規則 第 60 条】

第六十条 法第二十四条第一項第一号の環境省令で定める基準は、登録調査機関として行う調査に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他環境大臣が定める事項に適合していることとする。

2.2 再資源化事業等高度化法の規定により必要とされる書類

登録調査機関として業務を実施するにあたっては、2.1 のとおり、欠格条項に該当しないこと、登録の基準を満たすことに加え、法に定められた次のような書類や帳簿などを整備し維持する必要がある。

2.2.1 業務規程

業務規程とは、登録調査機関の調査業務に関する規程であり、調査業務を開始する前に環境大臣の認可を受ける必要がある。

新規の登録の申請をする場合、業務規程に記載すべき事項が登録の基準に適合するかを確認するために必要な情報であることから、新規の登録の申請書類の提出と併せ、業務規程の認可の申請をする必要がある。

また、業務規程を変更しようとする場合も認可を受ける必要があることに留意が必要である。

作成する業務規程には、以下の 9 項目を記載する必要がある。【法第 29 条及び規則第 63 条】

- 1) 調査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 2) 調査業務を行う事業所に関する事項
- 3) 調査業務の実施方法に関する事項
- 4) 調査業務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 5) 調査業務に関する秘密の保持に関する事項
- 6) 調査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 7) 会計処理に関する事項
- 8) 財務諸表等の閲覧等に関する事項
- 9) 前各号に掲げるもののほか、調査業務の実施に関し必要な事項

なお、以下の点に留意して作成をする必要がある。

3) については、調査業務を適確に行うための手順が定められていることがわかるように記載する必要がある。3.2 を参照の上、記載する。なお、この手順において、指標の算定に使用されるデータベースの内容に係る確認をする場合には、データベースの名称も含め、その旨を記載する必要がある。

4) については、調査業務を行う者として、どのような能力（リサイクル事業の GHG 排出量や資源循環効果の算定、妥当性検証に関する業務実績など）を有する者を選任するかを記載する必要がある。また、業務実績などがわかるものを業務規程の付属資料として添付する必要がある。

なお、業務規程に調査業務を行う職員の氏名等を記載すると職員が変わるたびに業務規

程の変更認可を受ける必要が生じるため、職員の氏名等を記載する必要はない。また、業務実績などがわかるものも、職員個人の実績ではなく、法人としての実績を記載すればよい。

8) は、財務諸表等の備置及び閲覧等について、閲覧等の申請方法や閲覧等の実施方法、書面交付の申請方法、書面交付のための費用等について記載する必要がある。財務諸表等については、2.2.2 を参照。

9) については、調査の公正な実施に支障を及ぼすことのないようにするために講じる措置について記載する必要がある。

そのほか、登録調査機関において業務規程に記載すべきと考える事項を記載すること。

例：業務規程の制定日（登録調査機関の登録日以降で、業務規程を制定した日）

業務規程の施行日（業務規程の届出日以降で、調査業務を開始しようとする日）

業務規程は、国内法に基づく届出文書であることから、日本語で作成しなければならない。なお、引用する内部文書については、外国語でも差し支えないが、現地調査や立入検査等にあたっては、速やかに日本語で説明できる体制を講じておく必要がある。

【法 第29条】

（業務規程）

第二十九条 登録調査機関は、調査業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。

3 環境大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の公正な遂行上不適当となったと認めるときは、登録調査機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

【規則 第63条】

（業務規程の記載事項）

第六十三条 法第二十九条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 調査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 調査業務を行う事業所に関する事項
- 三 調査業務の実施方法に関する事項
- 四 調査業務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 五 調査業務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 調査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 七 会計処理に関する事項
- 八 財務諸表等の閲覧等に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、調査業務の実施に関し必要な事項

2.2.2 財務諸表等の備置及び閲覧等

登録調査機関は、財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）を事業所に5年間備え置くとともに、廃棄物処分業者その他の利害関係人からの請求があったときは、業務時間内であればいつでも公開しなければならない。なお、電磁的な方法で記録を行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示できるように保存されていなければならない。【法第31条、規則第65条】

また、廃棄物処分業者その他の利害関係人から、財務諸表等を閲覧ではなく書面で請求されるときは、登録調査機関に書面発行の費用が発生する。そのため、廃棄物処分業者その他の利害関係人は、登録調査機関が定めた費用を支払わなければならない。【法第31条第2項】登録調査機関は当該費用を業務規程に定める必要がある。

【法 第31条】

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十一条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第五十三条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 廃棄物処分業者その他の利害関係人は、登録調査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法であって、環境省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

【規則 第65条】

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十五条 法第三十一条第二項第三号の環境省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

- 2 法第三十一条第二項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。
- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2.2.3 帳簿の備え

登録調査機関は、調査業務に関する以下4項目を記載した帳簿を備え、最終の記載の日から5年間保存しなければならない。【法第36条、規則第66条】

- 1) 調査業務を開始した年月日
- 2) 調査業務を終了した年月日
- 3) 調査業務の概要及び結果
- 4) その他調査業務の実施状況に関する事項

【法 第36条】

(帳簿の記載)

第三十六条 登録調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し環境省令で定める事項を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

【規則 第66条】

(帳簿の記載)

第六十六条 法第三十六条第一項の環境省令で定める帳簿に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 調査業務を開始した年月日
- 二 調査業務を終了した年月日
- 三 調査業務の概要及び結果
- 四 その他調査業務の実施状況に関する事項

- 2 法第三十六条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、最終の記載の日から五年とする。

2.3 登録の申請

登録調査機関になろうとする者は、申請書等を環境大臣に提出し、登録申請を行わなければならないとされている。【法第 22 条第 2 項、規則第 59 条】

具体的な申請手続きは、環境大臣宛の申請書と添付書類等を環境省環境再生・資源循環局資源循環課に提出する。

なお、申請に先立ち、同課に事前相談をすることを推奨する。

申請書には以下 3 項目の記載及び登録調査機関になろうとする者に応じた添付書類が必要となる。【規則第 59 条】

また、調査を適確に実施できる者であるかを審査するために必要であるため、2.2.1 の業務規程の認可申請も併せて行う必要がある。

<記載事項>

- 1) 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
※登録を受けようとする者が法人の場合は、その代表者の氏名
- 2) 調査業務を実施予定の事業所の名称及び所在地
- 3) 調査業務の開始予定の年月日

<添付書類>

法人	✓ 定款及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの） ✓ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類 ✓ 欠格条項（法第 23 条各号）に該当しないことを証する書類として、誓約・保証書を作成すること
個人	✓ 住民票の写し及び履歴書 ✓ 欠格条項（法第 23 条各号）に該当しないことを証する書類として、誓約・保証書を作成すること

<旧氏（旧姓）の記載について>

申請書における申請者氏名、法人の代表者や役員の氏名の記載する際は、旧氏使用が可能である。登録の申請以外の申請書、届出書等についても同様である。

旧氏使用を希望する場合は、氏名欄に旧氏を併記（※）し、必要に応じ旧氏が記載された住民票の写しや登記事項証明書等、公的な証明書類を添付すること。なお、旧氏のみ単記は不可とする。

（※）「氏 名前（旧氏 名前）」とする 記載例「環境 花子（資源 花子）」

【法 第 22 条】

（登録調査機関の登録）

第二十二條 環境大臣は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、第十一条第一項若しくは第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項又は第二十条第一項の認定の審査に必要な調査のうちこれらの認定の申請の内容（第十一条第二項第四号、第十六条第二項第四号又は第二十条第二項第四号に規定する指標に関する部分に限る。）がそれぞれ第十一条第四項第二号（第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項第二号（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十条第三項第二号に掲げる基準に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2 前項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、環境省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う

【規則 第 59 条】

（登録調査機関の登録の申請）

第五十九條 法第二十二條第二項の規定により法第二十二條第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が調査業務を行おうとする事業所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が調査業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合にあっては、その住民票の写し及び履歴書

三 登録を受けようとする者が、法第二十三条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

四 その他環境大臣が必要と認める書類

2.4 登録免許税について

本制度は、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）に基づく登録免許税の課税対象となることから、調査機関が新規に登録の申請をする場合は、登録 1 件あたり 9 万円を納付する必要がある。なお、登録の更新については、課税対象とならない。

登録免許税の支払いは、環境省本省の区域の管轄が麴町税務署のため、麴町税務署宛の納付となる。麴町税務署で直接納付する以外は、各税務署で麴町税務署宛の納付書を入手し、指定の金融機関で必要金額を納付すること。

納付にあたっては、金額が 3 万円を超えることから現金納付に限られ、印紙納付はできないため注意すること。

申請者は、登録免許税を支払った際の領収証書（写しも可）を申請書類とともに提出する必要がある。

なお、申請書類に不備がある場合は、登録免許税の支払いを済ませていても申請書類は受理されないため注意すること。

2.5 登録更新・変更届等

登録された後に必要とされる手続き等については、次のとおりである。

2.5.1 登録の更新

登録の有効期間は、5 年間と規定されている。【政令第 11 条】

登録の更新の手続きについては、2.3 登録の申請と同じ手続きとなる。更新の申請については有効期限の 3 か月前を目処に行うこと。

なお、業務規程については変更がない場合には、提出は不要である。

【法 第 25 条】

（登録の更新）

第二十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条（第二十二條第一項を除く。）の規定は、前項の登録の更新について準用する。

【政令 第 11 条】

（登録調査機関の登録の有効期間）

第十一条 法第二十五条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

2.5.2 承継

以下の場合、その事業の全部を譲り受けた者、相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割によりその事業の全部を承継した法人は、登録調査機関の地位を承継する。【法第 26 条第 1 項】

- 1) 登録を受けた者が登録に係る事業の全てを譲渡する場合
- 2) 登録を受けた者の相続、合併、分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る）があった場合

また、登録調査機関の地位を承継した場合は、遅滞なく承継届出書を環境大臣に届け出なくてはならないとされている。【法第 26 条第 2 項】

具体的な届出手続きは、環境大臣宛の届出書を環境省環境再生・資源循環局資源循環課に提出する。

【法 第 26 条】

（承継）

第二十六条 登録調査機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録調査機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録調査機関の地位を承継する。

- 2 前項の規定により登録調査機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

2.5.3 事業所の変更

登録を受けた者の名称又は調査業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、事業所変更届を環境大臣に届け出なければならないとされている。【法第 28 条】

具体的な届出手続きは、環境大臣宛の届出書を環境省環境再生・資源循環局資源循環課に提出する。

【法 第 28 条】

（変更の届出）

第二十八条 登録調査機関は、その名称又は調査業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

2.5.4 業務の休廃止

調査業務の休廃止を行う場合には、業務休止（廃止）届出書を休廃止しようとする日の6か月前までに環境大臣に届け出なければならないとされている。【法第30条】

具体的な届出手続きは、環境大臣宛の届出書を環境省環境再生・資源循環局資源循環課に提出する。

【法 第30条】

（業務の休廃止）

第三十条 登録調査機関は、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、環境省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【規則 第64条】

（登録調査機関の業務の休廃止の届出）

第六十四条 法第三十条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 一 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日
- 二 休止又は廃止の理由

3. 調査業務

登録調査機関は、公正に、かつ規則で定める基準に適合する方法により調査業務を行わなくてはならない。【法第 27 条第 2 項】

【法 第 27 条】

(調査業務の実施義務)

第二十七条 登録調査機関は、環境大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、公正に、かつ、環境省令で定める基準に適合する方法により調査業務を行わなければならない。

以下、調査業務の受注から環境省への調査結果報告までの注意点について述べる。

3.1 調査業務の受注

登録調査機関は、環境省から発注された調査業務を受託し、実施する。

3.2 調査業務

規則第 61 条では、次の 2 つの調査内容を規定している。

- 1) 以下の書類に記載された事項の根拠が適切かどうかの確認をすること。
 - ① 再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標（法第 11 条第 2 項第 4 号）の算出根拠を示す書類【規則第 2 条第 5 号】
 - ② 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標（法第 16 条第 2 項第 4 号）の算出根拠を示す書類【規則第 33 条第 5 号】
 - ③ 再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標（法第 20 条第 2 項第 4 号）の算出根拠を示す書類【規則第 52 条第 1 項第 13 号】
- 2) 上記 1) の結果も踏まえ、指標が適切に算出されているかどうかの確認をすること。

上記のとおり、登録調査機関は、GHG 排出量及び資源循環の効果に関する指標の算定方法の妥当性及び算定結果の正確性について確認を行う。

指標については「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」に示しているため、参照すること。なお、認定申請にあたり算出すべき指標は以下のとおりである。

指標	定義						
温室効果ガス 排出量の削減 効果	認定申請の範囲の温室効果ガスについて、基準シナリオにおける排出量に対し、申請事業の実施によって社会全体で削減される量を用いて評価する指標 (t-CO ₂ /廃棄物の処理量 1 t)						
資源循環の 効果	類型に応じた以下の資源循環の効果に係る指標 (%) <table border="1"> <tr> <td>類型①</td><td>廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標</td></tr> <tr> <td>類型②</td><td>廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の再生材製造量の比率にて評価する指標</td></tr> <tr> <td>類型③</td><td>廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標</td></tr> </table>	類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標	類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の再生材製造量の比率にて評価する指標	類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標
類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標						
類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の再生材製造量の比率にて評価する指標						
類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標						

また、調査業務については、以下の表に示した手順（例）を参考とし、適切に実施すること。

ステップ	実施内容
1 情報の把握	事業内容に関する資料及び指標算定に用いたデータの収集方法・データ処理方法等の情報を入手する。
2 人員の確保	GHG 排出量及び資源循環効果算定に関する方法論を十分に理解し、かつ専門知識及び力量を持つ要因を配置するとともに、当該要員が調査業務に要する時間を確保する。
3 妥当性・正確性の確認	データ入手方法や指標算出方法について、十分かつ適切な情報を入手し、妥当性についての確認を行う。
4 指標算定結果の正確性の確認	指標算定結果の正確性について確認を行う。
5 評価結果の報告	実施した検証の結果について品質管理レビューを実施した上で、評価結果を確定する。 定められた様式に従って、評価報告書を作成し、環境省へ提出する。
6 報告後の対応	報告実施後に結果に対して重大な影響を与える可能性がある事実が判明した場合、適切な措置を検討する。（理由及び修正箇所を明確に示した上で評価を修正・報告など）
7 記録と保存	評価結果の説明責任を果たすため、評価の根拠となる、収集した情報等を記録し、適切に保存を行う。また、必要に応じてそれらを環境省へ速やかに提出できるよう管理を行う。

【規則 第 61 条】

(登録調査機関の調査業務の方法に関する基準)

第六十一条 法第二十七条第二項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を確認することとする。

- 一 第二条第五号、第三十三条第五号又は第五十二条第一項第十三号に掲げる書類に記載された事項の根拠が適切かどうかの確認
- 二 前号の確認の結果も踏まえて、法第十一条第二項第四号、第十六条第二項第四号又は第二十条第二項第四号に規定する指標が、適切に算出されているかどうかの確認

【法 第 11 条第 2 項第 4 号】

(高度再資源化事業計画の認定)

- 四 再資源化の実施方法、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者、再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標その他高度再資源化事業の内容

【規則 第 2 条第 5 号】

(高度再資源化事業計画に添付すべき書類)

- 五 法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

【法 第 16 条第 2 項第 4 号】

(高度分離・回収事業計画の認定)

- 四 再資源化の実施方法、再資源化の生産性の向上の程度を示す指標その他高度分離・回収事業の内容

【規則 第 33 条第 5 号】

(高度分離・回収事業計画に添付すべき書類)

- 五 法第十六条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

【法 第 20 条第 2 項第 4 号】

(再資源化工程高度化計画の認定)

- 四 導入する設備、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標その他再資源化工程の高度化の内容

【規則 第 52 条第 1 項第 13 号】

(再資源化工程高度化計画に添付すべき書類)

- 十三 法第二十条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

3.3 調査結果の報告

登録調査機関は、前述の調査業務の結果を調査結果報告書にとりまとめ、環境省へ報告を行う。

4. 登録調査機関の組織と運営

登録調査機関は、業務規程及び業務手順その他必要な規定を制定し、調査業務を適切に行う体制を構築し、その下で運営を行わなければならない。【法第 29 条及び規則第 62 条】

なお、業務規程や実施体制は、実態に即して改定や改善を行い、法令等の要求事項を満たさなければならない。

4.1 実施義務

登録調査機関は、環境大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、遅滞なく、公正に、かつ、規則で定める基準に適合する方法により調査業務を行わなければならない。

【法第 27 条第 1 項】

なお、規則で定める基準に適合する方法については、3.2 調査業務を参照されたい。

【法 第 27 条】

（調査業務の実施義務）

第二十七条 登録調査機関は、環境大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、公正に、かつ、環境省令で定める基準に適合する方法により調査業務を行わなければならない。

4.2 秘密保持

登録調査機関は、調査業務に関して知り得た秘密の漏洩及び自己の利益のための使用をせず、秘密を保持する義務を有する。【法第 32 条】

なお、本義務は、調査業務の実施中だけでなく、調査業務終了後も継続して有する。

【法 第 32 条】

（秘密保持義務）

第三十二条 登録調査機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

5. 登録調査機関に対する処分

5.1 報告徴収

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告させることができる。【法第 44 条第 3 項】

5.2 立入検査

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。【法第 45 条第 2 項】

5.3 適合命令

環境大臣は、登録調査機関が登録の基準（法第 24 条第 1 項各号）に適合しなくなったと認めるときは、その登録調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるよう命ずることができる。【法第 33 条】

5.4 改善命令

環境大臣は、登録調査機関が調査業務の実施義務（法第 27 条）の規定に違反していると認めるとき及びその他調査業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録調査機関に対し、調査業務の実施及び調査業務の実施方法等の改善に関して、必要な措置をとるよう命ずることができる。【法第 34 条】

5.5 登録の取消し等

環境大臣は、登録調査機関が欠格条項（法第 23 条各号）のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消さなければならない。【法第 35 条第 1 項】

また、環境大臣は、登録調査機関が次のいずれかに該当するときは、その登録の取り消し、あるいは 1 年以内の期間を定めて調査業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。【法第 35 条第 2 項】

1) 以下の規定に違反した場合

- ① 調査業務を公正かつ規則で定める基準に適合する方法で、遅滞なく実施すること（法第 27 条）
- ② 名称及び事業所の住所等の変更を行う場合に届け出ること（法第 28 条）
- ③ 業務規程の認可を受けること（法第 29 条第 1 項）
- ④ 業務を休廃止する場合に届け出ること（法第 30 条）
- ⑤ 財務諸表等を作成し、5 年間事業所に備え置くこと（法第 31 条第 1 項）
- ⑥ 帳簿を備え、帳簿に調査業務に関する事項を記載すること、帳簿を保存すること

と（法第 36 条）

2) 以下の命令に違反した場合

① 調査業務の公正な遂行上不適当な場合の業務規程の変更命令（法第 29 条第 3 項）

② 適合命令（法第 33 条）及び改善命令（法第 34 条）

3) 正当な理由なく、廃棄物処分業者その他の利害関係人による財務諸表等の閲覧、謄写等の請求（法第 31 条第 2 項）を拒んだとき。

4) 不正な手段で登録又はその更新を受けたとき。

【法 第 35 条】

（登録の取消し等）

第三十五条 環境大臣は、登録調査機関が第二十三条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 環境大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二 第二十九条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三十一条第二項の請求を拒んだとき。

四 不正の手段により登録又はその更新を受けたとき。

6. 罰則

登録調査機関は、以下のとおり、各規定に違反すると、以下の罰則が適用される。

- 1) 一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
 - ① 秘密保持義務の規定（法第 32 条）への違反【法第 47 条】
 - ② 調査業務の停止命令（法第 35 条第 2 項）への違反【法第 48 条】
- 2) 二十万円以下の罰金【法第 51 条】
 - ① 業務の休廃止の届出に関する規定（法第 30 条）による届出の未実施
 - ② 帳簿の記載の規定（法第 36 条）による帳簿の不備、未記載、虚偽記載、未保存
 - ③ 報告の徴収の規定（法第 44 条第 3 項）による報告の未実施又は虚偽報告
 - ④ 立入検査の規定（法第 45 条第 2 項）による検査の拒否・忌避等
- 3) 二十万円以下の過料【法第 53 条】
 - ① 承継の届出に関する規定（法第 26 条第 2 項）による届出の未実施又は虚偽の届出
 - ② 財務諸表等の備付け及び閲覧等の規定（法第 31 条）による備置や記載の未実施又は虚偽記載及び同規定による閲覧・謄写の請求への正当な理由のない拒否

【法 第 47 条】

第四十七条 第三十二条の規定に違反して、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

【法 第 48 条】

第四十八条 第三十五条第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした登録調査機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

【法 第 51 条】

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした登録調査機関（その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員）は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条の規定による届出をしないで調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- 二 第三十六条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかったとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

【法 第 53 条】

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十一条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者
- 三 第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

7. 各種様式例

登録調査機関の登録申請等の手続きについて、様式は定められていない。そのため、申請等をする際には、ここに示す様式例を活用することを推奨する。

なお、旧氏（旧姓）の記載については、9 ページを参照のこと。

7.1 登録の際に必要な様式例

○ 登録申請（登録の更新）書（例）

登録（登録の更新）申請書 年 月 日 環境大臣殿 申請者 住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 22 条第 2 項（第 25 条第 2 項において準用する同法第 22 条第 2 項）の規定により同法第 22 条第 1 項（同法第 25 条第 1 項）の登録（登録の更新）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 1. 調査業務を行おうとする事業所の名称及び所在地 2. 調査業務を開始しようとする年月日
--

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 申請にあたり、以下の書類を添付すること。
 - (1) 申請者が法人の場合
 - ・ 定款又は登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）
 - ・ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類（氏名、住所は一覧、経歴は一人ひとり作る）
 - ・ 欠格条項（法第 23 条各号）のいずれにも該当しないことを説明した書類（誓約・保証書）
 - (2) 申請者が個人の場合
 - ・ 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
 - ・ 履歴書
 - ・ 欠格条項（法第 23 条各号）のいずれにも該当しないことを説明した書類（誓約・保証書）
- 3 新規の登録申請の場合、本申請書と併せて業務規程認可申請書及び業務規程を提出すること。

○ 誓約・保証書（例）

誓約・保証書	
年 月 日	
環境大臣殿	
住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
当社は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）第 23 条に定める下記の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。 また、当社が法第 23 条各号の基準に適合しなくなったときは、その旨を環境大臣に遅滞なく報告することを誓約します。 一 法又は法に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者 二 法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 1 年を経過しないものを含む。） 三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるもの （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。	

○ 業務規程認可申請書（例）

業務規程認可申請書	
年 月 日	
環境大臣殿	
申請者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第29条第1項前段の規定により、業務規程の認可を受けたいので、業務規程を添えて申請します。	
(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 業務規程を添付すること。	

7.2 登録の休廃止、変更等に必要な様式例

○ 承継届出書（例）

承継届出書	
年 月 日	
環境大臣 殿	
届出者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。	
1. 承継しようとする事業所の名称及び所在地	
2. 承継の年月日	
3. 承継の理由	
(備考)	
1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。	
2 上記の事実を証明できる書類を添付すること。	

○ 事業所変更届（例）

事業所変更届	
年 月 日	
環境大臣 殿	
届出書 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 28 条の規定により、 次のとおり届け出ます。 1. 変更しようとする事業所の名称及び所在地 2. 変更の年月日 3. 変更の理由 (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 届出事項 1. は、変更前及び変更後を対照して記載すること。	

○ 業務休止（廃止）届出書（例）

業務休止（廃止）届出書		年 月 日
環境大臣 殿		
届出者		
住所		
氏名		
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 30 条の規定により、 次のとおり届け出ます。		
1. 休止しようとする年月日及びその期間（廃止しようとする年月日）		
2. 休止（廃止）の理由		
(備考)		
1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。		

○ 業務規程変更認可申請書（例）

業務規程変更認可申請書

年 月 日

環境大臣殿

申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 29 条第 1 項後段の規定により、業務規程の変更の認可を受けたいので、変更後の業務規程を添えて申請します。

1. 変更をしようとする事項

2. 変更をしようとする年月日

3. 変更の理由

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 申請事項 1. は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

8. 本制度に関する問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局資源循環課

電話番号：03-6206-1679

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1－2－2 中央合同庁舎5号館23階